

奈良県文化活動振興大綱の概要

1. 文化活動を振興する意義

- ◆ 文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためになくてはならないもの。
- ◆ 文化活動（鑑賞・体験・創作・表現・追求）を通じ、利他心や自尊心、自分の想いを伝えていく力が育まれる。
- ◆ 自己実現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、内面を豊かにすることができる。
- ◆ 文化活動は、**人々の心を耕し、よく生きる力**を与える。

2. 文化活動振興大綱が目指す姿

- ◆ 年代や性別、障がいのあるなしなどに関わらず、誰もが文化活動を盛んに行い、**生活を楽しむことができる心豊かな社会の実現**を目指します。
- ◆ 文化活動の力で地域の振興を図り、**「文化の力で奈良を元気に」**することを目指します。その際には、本県が我が国の芸術文化分野を代表する能や茶道の発祥の地とされていること、県民の芸術文化への関心度の高さを意識します。
- ◆ **「音楽の都」奈良県 ～四季を問わず、まち中が音楽で溢れる奈良県～**を目指します。
- ◆ 基本目標は次のとおりとします。
 - 文化活動を通じた**地域の振興と魅力向上**
 - 年齢、障がいの有無等に関わらず、**だれもが文化活動を楽しめる環境づくり**
 - 県民の日常生活を心豊かなものにするための**盛んな文化活動の展開**

3. 対象期間

令和5年4月1日
から概ね5年間
(令和5年3月策定)

4. 文化活動振興大綱の位置づけ

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のうち、「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定。
- ◆ 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」としても位置づけ。

5. 文化活動振興施策の方向性と施策の展開

歴史文化資源を活用することで文化活動がより豊かなものになることを意識し、次のとおり、施策の展開を図ります。

施策の柱	施策の方向性	施策の展開
県民の文化活動の充実への支援	➢ 県民がいつでも、どこでも、誰でも文化活動に参加・鑑賞ができる環境を構築 ➢ 年齢、障がいの有無等に関わらず、文化活動ができる環境の整備 ➢ 上質な芸術に触れる機会の創出	➢ 社寺等での「ムジークフェストなら」を年間を通じて開催 ➢ 「みんな」が参加できる「奈良県みんなであのしむ大芸術祭」の開催 ➢ 反田恭平氏が代表を務める「JNOと連携した取組」の本格展開 ➢ 奈良県文化会館のリニューアルと奈良公園内における文化の展示力向上 ➢ なら歴史芸術文化村を活用した芸術文化活動の展開
地域における文化活動に対する支援等	➢ 県民及び市町村が主体となって取り組む文化活動を支援 ➢ 文化活動を通じた地域の活性化、活動者・参加者の心身の健康増進、誘客の促進	➢ 地域の歴史文化資源を活かしたイベント等の実施を支援 ➢ 大和野中央田園都市構想を踏まえ、磯城郡3町の文化振興の取組と連携 ➢ 県主動イベントとの広報連携等
交流の促進	➢ 地域間の交流、国際的な交流、また障がいのある人ない人の交流を促進し、相互理解、共生社会の実現を目指す ➢ 文化活動団体同士の交流による活動内容の向上への支援	➢ なら歴史芸術文化村や「奈良県みんなであのしむ大芸術祭」において、文化活動を通じて国内外のアーティストや障がいのある人と交流することができるイベント等を開催
人材育成等	➢ 若い世代が芸術文化に触れられる機会や文化活動を発表できる機会を創出 ➢ 一流のアーティストの指導を受ける機会を設け、未来の芸術文化を担う人材を育成	➢ こども向けコンサートの開催や、なら歴史芸術文化村における音楽プログラムの実践など、こどもを音楽で育てる取組を推進 ➢ なら歴史芸術文化村において、こども向けのアート体験等を実施 ➢ 県立ジュニアオーケストラの活動
伝統芸能等の継承・発展及び保存に対する支援等	➢ 伝統芸能等に興味・関心をもつ県民の増加を目指す ➢ 伝統芸能等の普及活動を支援	➢ 県内各地域の伝統芸能を知る機会となるイベント等を開催 ➢ なら歴史芸術文化村において、能楽等の伝統芸能に親しむことができる体験教室等を開催
情報の収集及び発信	➢ 県内の文化活動情報の広報を強化 ➢ 奈良公園を周遊する人の動線を考慮した誘客につながる広報を検討	➢ SNS・インターネットの活用による効率的かつ効果的な情報発信 ➢ 高度な案内書など、本県の歴史文化資源を深く知ることができる新たなツールを活用した情報発信

県の文化芸術関連の施策

奈良県文化資源活用大綱の概要

1. 文化資源を活用する意義

- ◆ **活用につながる文化財が歴史文化資源。**
- ◆ 歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、**公共財**であり、**積極的に活用**すべきもの。
- ◆ 歴史文化資源との対話を通じてその**本質的価値を理解し**、先人からの豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、**心を耕し、自分たちの能力を引き出す。**

2. 文化資源活用大綱が目指す姿

- ◆ 歴史文化資源に恵まれた奈良県の強みを生かし、幼少期から生涯を通じて文化に親しむことにより、**各人が心を耕し、生きる力を得て、豊かな人生を送ることのできる環境づくり**を目指します。
- ◆ 奈良県が我が国の国家としての基礎が築かれた場所、日本の文化の始まりの地であることを強く意識し、文化の力をもって地域を活性化します。
- ◆ 歴史文化資源との対話によって歴史からのメッセージを受け止め、**歴史文化資源の本質的価値の理解を通じて、今を生きる意味を考える**ことに繋げ、未来へと継承します。
- ◆ 基本目標は次のとおりとします。
 - 歴史文化資源の**本質的価値の理解につながる積極的活用の推進と継承**
 - 世界遺産などの**歴史文化資源が身近に感じられる環境づくり**

3. 策定期間・対象期間

令和5年4月1日
から概ね5年間
(令和5年3月策定)

4. 文化資源活用大綱の位置づけ

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のうち、「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定。
- ◆ 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」としても位置づけ。

5. 文化資源活用施策の方向性と施策の展開

文化財を保存して、活用につなげることを意識し、次のとおり、施策の展開を図ります。

施策の柱	施策の方向性	施策の展開
歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進	➢ 歴史文化資源の本質的価値の理解につながる取組の推進 ➢ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の令和7年世界遺産登録を目指す ➢ 地域や公共交通機関との連携により誰もが歴史文化資源の魅力に触れられる取組の推進 ➢ 庁内の観光関連部局やまちづくり関連部局との連携による魅力向上	➢ 有識者の意見を基にした本質的価値の理解につながるストーリー・映像等の作成 ➢ 「飛鳥・藤原」の世界遺産登録に向けた機運醸成及び、構成資産の可視化による理解促進 ➢ 歴史文化資源を活用した各種イベント等の実施 ➢ 「いかす・なら地域計画」に基づく社寺等との連携した魅力発信
歴史文化資源の把握及び発信	➢ 歴史文化資源への理解を深め、市町村とも連携した歴史文化資源の情報収集・整理 ➢ 歴史文化資源の掘り起こし及び、デジタル技術を活用した情報発信	➢ 世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原」の情報発信 ➢ 各地域で大切にしている歴史文化資源のデータベースの充実 ➢ 蓄積した歴史文化資源のSNS・動画配信等による情報発信
人材育成等	➢ 歴史文化資源に触れる機会の提供、学習支援 ➢ 文化財の保存・修理に携わる技術者の育成	➢ 若年者や、家族を対象に歴史文化資源を学べる事業の実施 ➢ 文化財建造物の保存修理を担う人材を育成する講座の実施
交流の促進	➢ 本県の歴史文化資源を国内外に紹介できる機会を創出 ➢ 海外との歴史文化資源に関する交流を持続的に実施	➢ 海外での仏像や考古資料等の歴史文化資源の展覧会の開催 ➢ アジアの考古学研究機関や博物館等との研究交流の実施 ➢ 奈良の歴史に織り込まれたユーラシア文化を題材とする交流の実施
文化財の修復、公開等に対する支援	➢ 市町村や民間団体等による文化資源の積極的な整備・活用を推進	➢ 市町村が実施する文化財の積極的な活用に対する支援 ➢ 未指定文化財を含む地域の歴史文化資源を活用した取組に対する支援
地域住民の誇りの醸成等	➢ 歴史文化資源に対する県民の理解促進と、愛着や誇りを持つための地域住民が主体となった取組の推進 ➢ 歴史文化資源のゆかりの地域等との連携	➢ 地域の文化財に着目した企画展示等の実施 ➢ 奈良ゆかりの歴史文化資源を活用した団体等への支援 ➢ 県や市町村等の歴史文化資源関連施設との連携した取組の実施